

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

自社株を発行会社買い取ってもらった場合の課税関係について

Q 非上場会社の株主が、自己保有の株式を会社に安く買い取ってもらう場合、会社やその譲渡した株主には税金がかかるのでしょうか？

解説

株主が自分の保有している株式を会社に時価より低額で譲渡した場合でも、**会社に税金はかかりません**。しかし、譲渡した個人や他の株主には課税される可能性があります。

1. 会社に対する課税関係

会社が自己株式を株主から買い取っても、資本等取引に該当するので、課税関係は生じません。

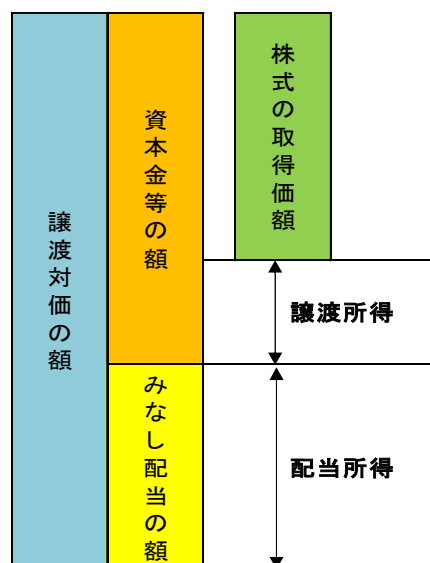
2. 譲渡した個人に対する課税

1) みなし配当

自己株式の譲渡対価の額が、その株式に対応する資本金等の額を超える場合、**その超える部分の金額がみなし配当として課税されます**。

2) 株式の譲渡所得

自己株式の譲渡対価の額から、1)のみなし配当の額を控除した残額(=資本金等の額)は、**株式の譲渡所得の収入金額とみなされ、その株式の取得価額を差し引いた金額は譲渡所得の対象となります**。ただし、その譲渡対価の額が譲渡した自己株式の時価の2分の1未満であるときは、譲渡所得の計算上、時価で譲渡したものとみなして、計算します。



3. 他の株主に対する課税

自己株式の譲渡が低額譲渡である場合、株式を譲渡した者から他の株主に対する経済的利益の贈与となり、**他の株主が贈与税の課税対象になることがあります**。

要するに…

会社が株主から自己株式を買い取っても、会社には特に課税関係は生じません。しかし、譲渡した株主や他の株主が課税されることがありますので、会社が株主から自己株式を買い取る時は注意しましょう。